

民泊、条例で日数制限

生活環境悪化など条件

政府・自民調整

政府・自民党は8日、業日数の上限を地域の実情に応じて制限する調整に入った。生活環境の悪化などを招く場合、地方自治体が180日という上限を抑えるための条例

を定められるよつにする。民泊解禁は観光振興の起爆剤として期待を集めるが、条例の制定が相次げば骨抜きになる懸念もある。(解説4面に)

民泊はマンションや戸建て住宅の空き部屋を旅行者に有料で貸すサービス。営業日数の上限を巡っては、顧客減を危惧する旅館業界が「30日以下」

と主張。民泊参入をめざす不動産業界は「制限なし」を求め、国土交通・厚生労働両省は昨年12月、上限を180日にする妥協案を決めた。

だが、これにも旅館業界や自民党の一部が「長すぎる」と反発。都道府県や市が条例で営業日を少なくできる選択肢を設ける方向になり、規制改革は後退しつつある。

両省は8日の自民党会合で「日数制限条例」の創設を検討すると表明した。制定できるのは騒音の発生など生活環境の悪化を防ぐ目的に限り、どういった状況が該当するかを示すガイドラインをまとめる。日数制限が地域の宿泊需要に響かないかも考慮する。条例が乱発されないようにするための制度設計が今後の焦点になりそうだ。